

農業機械再取得等支援事業※について

※国事業名：農地利用効率化等支援交付金

- 今年度の事業の申請は8月・10月・11月に予定しています。
※各回の申請締切は市町によって異なります
- 申請件数を把握する必要があるため、再建の目途が立たない等で申請をためらっている方も、まずは8月中に一度窓口にご相談ください。

【相談窓口(平日 9～17時)】お近くの相談窓口へ、予約のうえご相談ください。

JAのと本店 (穴水町字大町ほの95) 電話:0120-338-250

石川県珠洲農林事務所 (珠洲市野々江町シ-32) 電話:0120-338-760

七尾市役所本庁舎 (七尾市袖ヶ江町イ部25番地) 電話:0767-53-8005

志賀町役場本庁舎 (羽咋郡志賀町末吉千古1番地1) 電話:0767-32-9221

※その他、市役所・町役場の農林課で相談を受け付けています。(羽咋市 農林水産課 0767-22-1116 / 中能登町 農林課 0767-72-3923 / 宝達志水町 農林水産課 0767-29-8240 など)

01 支援内容について

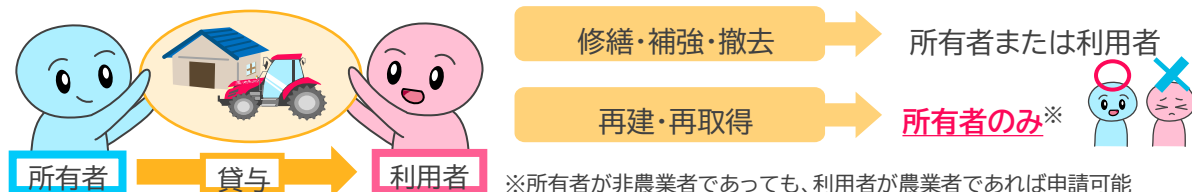


※申請内容により、上記の補助率どおりにならない可能性もあります。

02 対象者について

能登半島地震・奥能登豪雨によって被害を受けた農業者や農業法人が対象
ただし… 農産物の販売実績がある方に限ります(自家消費のみは×)

★機械・施設を貸借している場合の申請者★



※所有者が非農業者であっても、利用者が農業者であれば申請可能
(ただし、所有者が以前、営農に利用していた場合に限り)

03 注意点

- ・本事業は原形復旧が基本です。**原形復旧を超える範囲の費用は自己負担**になります
- ・当事業により復旧した建物・機械は、**保険・共済への加入が求められます**